

◎ 地方自治法施行令第九十九条による読替後の同条において準用する同令 (参考) 地方自治法第七十五条第六項による読替後の同項において準用する同法第七十四条	1
◎ 地方自治法施行令第二百一十一条の三による読替後の同令第七十四条の四十九の三十八第二項 (参考) 地方自治法第二百八十七条の二十第十項による読替後の同法第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の四十	11
◎ 地方自治法施行令第二百一十二条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十二条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	15
◎ 地方自治法施行令第二百一十二条の四による読替後の同条において準用する同令 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替後の同項において準用する同法第七十五条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十二条の三第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	20
◎ 地方自治法施行令第二百一十三条の二による読替後の同条において準用する同令 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十三条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条	27
◎ 地方自治法施行令第二百一十四条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十四条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	31
◎ 地方自治法施行令第二百一十五条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十五条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	32
◎ 地方自治法施行令第二百一十六条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十六条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	38
◎ 地方自治法施行令第二百一十七条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十七条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	40
◎ 地方自治法施行令第二百一十八条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十八条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	40
◎ 地方自治法施行令第二百一十九条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十九条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	44
◎ 地方自治法施行令第二百二十条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条 (参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百二十条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条	46
◎ 地方自治法施行令第二百一十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十二条の三による読替後の同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条	48
◎ 地方自治法施行令第二百一十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百一十二条の三による読替後の同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条	50

◎ 地方自治法施行令第二百十六條の三による読替後の同条において準用する同令第九十二條

(参考) 地方自治法第二百九十一條の六第一項による読替後の同項において準用する同法第八十六條

◎ 地方自治法施行令第二百十七條の二による読替後の同条において準用する同令第九十二條

◎ 市町村の合併の特例に関する法律附則第二條第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法(以下「なお効力を有する合併特例法」という。)第四十七條及び同項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令(以下「なお効力を有する合併特例令」という。)第四十四條による読替後のなお効力を有する合併特例法第四十七條において準用する地方自治法第二百四十二條から第二百四十二條の三まで、第二百四十三條の二、第二百四十三條の二及び第二百四十三條の三

◎ なお効力を有する合併特例令第五十條第一項による読替後の同項において準用する地方自治法施行令第七十三條及び第七十三條の三

◎ 地方自治法施行令第九十九条による読替後の同条において準用する同令

読 替 後	読 替 前
<p>第九十一条 地方自治法第七十五条第一項の規定により普通地方公共団体の事務の監査の請求をしようとする代表者（以下「事務監査請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した事務監査請求書を添え、監査委員に対し、文書をもつて事務監査請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による申請があつたときは、監査委員は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、事務監査請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>③ 第一項の証明書の交付を受けた事務監査請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の事務監査請求代表者が地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の事務監査請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した監査委員に届け出て、当該証明書に事務監査請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>④ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた事務監査請求代表者が地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した監査委員に通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の証明書を交付した監査委員は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該事務監査請求代表者が地方自治法第七十五条第</p>	<p>第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（千字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>③ 第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の条例制定又は改廃請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書に条例制定又は改廃請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>④ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の証明書を交付した普通地方公共団体の長は、第三項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該条例制定又は改廃請求代表者が地</p>

（傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分）

六項において準用する同法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十二条 事務監査請求代表者は、事務監査請求者署名簿に事務監査請求書又はその写し及び事務監査請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含まむ。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

② 事務監査請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、事務監査請求書又はその写し及び事務監査請求者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための事務監査請求代表者の委任状を付した事務監査請求者署名簿を用いなければならない。

③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第七項の規定により署名を求められないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求められないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④ 地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第七項

地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含まむ。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求められないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求められないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各

に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一〜八 (略)

⑤ (略)

第九十三条 事務監査請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては

号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
- 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
- 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日(同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日)前六十日に当たる日のいずれか遅い日
- 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
- 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
- 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
- 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日)
- 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求に

市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、事務監査請求代表者は、事務監査請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から十日を経過する日までに、当該区域に係る事務監査請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

② 前項の規定により仮提出された事務監査請求者署名簿については、事務監査請求代表者が次条第一項に規定する日までに同項の規定による提出をする旨を申し出たときは、その申出があつたことをもつて同項の規定による提出があつたものとみなす。

第九十四条 事務監査請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、事務監査請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、事務監査請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合にお

あつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から十日を経過する日までに、当該区域に係る条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

② 前項の規定により仮提出された条例制定又は改廃請求者署名簿については、条例制定又は改廃請求代表者が次条第一項に規定する日までに同項の規定による提出をする旨を申し出たときは、その申出があつたことをもつて同項の規定による提出があつたものとみなす。

第九十四条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合にお

いて、審査の結果事務監査請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る二以上の有効署名及び印があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

③ 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、事務監査請求者署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、事務監査請求者署名簿の仮提出又は提出が前条第一項の規定による期間又は第一項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

第九十五条 事務監査請求者署名簿に署名し印をおした者は、事務監査請求代表者が前条第一項の規定により事務監査請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出するまでの間は、事務監査請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び印を取り消すことができる。

第九十五条の二 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに事務監査請求者署名簿に署名し印をおした者の総数及び有効署名の総数を告示し、且つ、公衆の見易い方法により掲示しなければならない。

第九十五条の三 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二第五項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基く旨並びに異議の申

いて、審査の結果条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る二以上の有効署名及び印があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

③ 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、条例制定又は改廃請求者署名簿の仮提出又は提出が前条第一項の規定による期間又は第一項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

第九十五条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印をおした者は、条例制定又は改廃請求代表者が前条第一項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出するまでの間は、条例制定又は改廃請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び印を取り消すことができる。

第九十五条の二 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第一項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印をおした者の総数及び有効署名の総数を告示し、且つ、公衆の見易い方法により掲示しなければならない。

第九十五条の三 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第五項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基く旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を条

出人の氏名及び異議の決定の年月日を事務監査請求者署名簿に附記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

第九十五条の四 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二第六項の規定により事務監査請求者署名簿を事務監査請求代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名し印をおした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

第九十六条 地方自治法第七十五条第一項の規定による請求は、同法第六項において準用する同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた事務監査請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、事務監査請求代表者において不服がないとき、又は事務監査請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、事務監査請求書に同法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び事務監査請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、事務監査請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは判決書又は地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二第十項の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第九十七条 前条第一項の請求があつた場合において、事務監査請求者署名簿の有効署名の総数が地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数

例制定又は改廃請求者署名簿に附記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

第九十五条の四 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第六項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を条例制定又は改廃請求代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名し印をおした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは判決書又は地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第九十七条 前条第一項の請求があつた場合において、条例制定又は改廃請求者署名簿の有効署名の総数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一の数に達しないと

の五十分の一の数に達しないとき、又は前条第一項の規定による期間を経過しているときは、監査委員は、これを却下しなければならない。

② (略)

第九十八条 第九十六条の請求を受理したときは、監査委員は、直ちにその旨を事務監査請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨を告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表しなければならない。

② 監査委員は、地方自治法第七十五条第三項の規定による事務の監査の結果を事務監査請求代表者に通知するとともに、これを告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

第九十八条の三 地方自治法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十五条第六項において準用する同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② (略)

第九十八条の四 普通地方公共団体の事務監査請求書、事務監査請求代表

き、又は前条第一項の規定による期間を経過しているときは、普通地方公共団体の長は、これを却下しなければならない。

② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

第九十八条 第九十六条の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨を告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、地方自治法第七十四条第三項の規定による議会の審議の結果を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、これを告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

第九十八条の三 地方自治法第七十四条の二及び第七十四条の三の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなす。ただし、同法第七十四条の二第十項の規定による送付については、市の選挙管理委員会を経由するものとする。

② この節の規定を指定都市に関する直接請求に適用する場合には、市町村の選挙管理委員会に関する規定は区及び総合区の選挙管理委員会に関する規定とみなし、第九十二条第二項中「市町村の」とあるのは「区又は総合区の区域内において」とする。

第九十八条の四 普通地方公共団体の条例制定又は改廃請求書、条例制定

者証明書、事務監査請求署名簿、事務監査請求署名収集委任状、事務監査請求署名審査録及び事務監査請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

又は改廃請求代表者証明書、条例制定又は改廃請求署名簿、条例制定又は改廃請求署名収集委任状、条例制定又は改廃請求署名審査録及び条例制定又は改廃請求署名収集証明書は、命令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

(参考) 地方自治法第七十五条第六項による読替後の同項において準用する同法第七十四条

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第七十四条 【準用しない】</p> <p>②④ 【準用しない】</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内(道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区</p>	<p>第七十四条 (略)</p> <p>②④ (略)</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者(都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者(同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。)を除く。)</p> <p>二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員で</p>

を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の
選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦～⑨ (略)

ある者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求められない。

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

◎ 地方自治法施行令第二百一十一條の三による読替後の同令第七百七十四條の四十九の三十八第二項

(傍線部分は読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(議会からの個別外部監査の請求への事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に関する規定等の準用) 第七百七十四條の四十九の三十八 (略)</p>	<p>(議会からの個別外部監査の請求への事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に関する規定等の準用) 第七百七十四條の四十九の三十八 第七百七十四條の四十九の三十二から第七百七十四條の四十九の三十五までの規定は、地方自治法第二百五十二條の四十第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第七百七十四條の四十九の三十二中「地方自治法第二百五十二條の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二條の四十第四項において準用する同法第二百五十二條の三十九第五項」と、同法第八項各号」とあるのは「同法第二百五十二條の四十第四項において準用する同法第二百五十二條の三十九第八項各号」と、第七百七十四條の四十九の三十三第一項中「地方自治法第二百五十二條の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二條の四十第四項において準用する同法第二百五十二條の三十九第五項」と、「同法第二百五十二條の三十九第五項」とあるのは「同法第二百五十二條の四十第四項において準用する同法第二百五十二條の三十九第五項」と、第七百七十四條の四十九の三十四中「地方自治法第二百五十二條の三十九第八項第四号」とあるのは「地方自治法第二百五十二條の四十第四項において準用する同法第二百五十二條の三十九第八項第四号」とあるのは「同法第二百五十二條の三十九第八項第四号」と、「同法第五項」とあるのは「同法第二百五十二條の四十第四項において準用する同法第二百五十二條の三十九第五項」と、第七百七十四條の四十九の三十五中「地方自治法第二百五十二條の三十九第九項」とあるのは「地方自治法第二百五十二條の四十第四項において準用する同法第二百五十二條の三十九第九項」と読み替えるものとする。</p>

2 第七百七十四条の四十九の二十九の規定は、地方自治法第二百八十七条の第二十項において準用する同法第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十九の二十九中「地方自治法第二百五十二条の三十八第一項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の四十第六項において準用する同法第二百五十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

2 第七百七十四条の四十九の二十九の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十九の二十九中「地方自治法第二百五十二条の三十八第一項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の四十第六項において準用する同法第二百五十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

(参考) 地方自治法第二百八十七條の二第十項による読替後の同法第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の四十

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(第九十八條第二項の規定による監査の特例)</p> <p>第二百五十二条の四十 第九十八條第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査にすることができることを条例により定める特例一部事務組合の構成団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八條第二項の請求(以下本条において「特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求」という。)については、監査委員は、当該特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行われない。</p> <p>3 特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該特例一部事務組合の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 前条第五項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「次条第三項の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定</p>	<p>(第九十八條第二項の規定による監査の特例)</p> <p>第二百五十二条の四十 第九十八條第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査にすることができることを条例により定める普通地方公共団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八條第二項の請求(以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。)については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わない。</p> <p>3 議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。</p> <p>4 前条第五項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「次条第三項の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定</p>

する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第九十九条第二項後段、第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、特例一部事務組合の構成団体の議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した特例一部事務組合」と読み替えるものとする。

する議会からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、議会からの個別外部監査の請求に係る事項につき監査しなければならない。

6 第九十九条第二項後段、第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

◎ 地方自治法施行令第二百二十二条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、<u>地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者</u>（以下この編において「請求権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 条例制定又は改廃請求代表者は、請求権を有する者に委任して、その者の属する市町村の請求権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から二箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内とする。</p>	<p>第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、<u>地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者</u>（以下この編において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 条例制定又は改廃請求代表者は、<u>選挙権を有する者に委任して</u>、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。</p>

④ 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一～八 (略)

⑤ (略)

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十二条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるもの）については、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第二項及び地方自治法施行令第二百二十二条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百二十二条第一項による読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第七十四条 広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(以下「請求権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、<u>広域連合</u>の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該<u>広域連合</u>の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ <u>広域連合</u>の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者(以下この条において「代表者」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の請求権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該<u>広域連合</u>の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p>	<p>第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、<u>普通地方公共団体</u>の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該<u>普通地方公共団体</u>の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ <u>普通地方公共団体</u>の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者(以下この条において「代表者」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該<u>普通地方公共団体</u>の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p>

⑥ 請求権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県の加入する広域連合に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る広域連合（当該広域連合の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ (略)

⑧ 請求権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の請求権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の請求権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受け

⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受け

た者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

た者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

◎ 地方自治法施行令第二百二十二条の四による読替後の同条において準用する同令

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第九十一条 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定により広域連合の事務の監査の請求をしようとする代表者(以下「事務監査請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した事務監査請求書を添え、当該広域連合の監査を行う機関に対し、文書をもつて事務監査請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による申請があつたときは、当該広域連合の監査を行う機関は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、事務監査請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>③ 第一項の証明書の交付を受けた事務監査請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の事務監査請求代表者が地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の事務監査請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した広域連合の監査を行う機関に届け出て、当該証明書に事務監査請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>④ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた事務監査請求代表者が地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した広域連合の監査を行う機関に通知しなければならない。</p>	<p>第九十一条 地方自治法第七十四条第一項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。</p> <p>② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。</p> <p>③ 第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が二人以上ある場合において、その一部の条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当するに至つたときは、他の条例制定又は改廃請求代表者は、当該証明書を添えて、当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に届け出て、当該証明書に条例制定又は改廃請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。</p> <p>④ 市町村の選挙管理委員会は、第一項の証明書の交付を受けた条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を当該証明書を交付した普通地方公共団体の長に通知しなければならない。</p>

⑤ 第一項の証明書を交付した広域連合の監査を行う機関は、第二項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該事務監査請求代表者が地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十二条 事務監査請求代表者は、事務監査請求者署名簿に事務監査請求書又はその写し及び事務監査請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者（以下この編において「請求権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

② 事務監査請求代表者は、請求権を有する者に委任して、その者の属する市町村の請求権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、事務監査請求書又はその写し及び事務監査請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための事務監査請求代表者の委任状を付した事務監査請求者署名簿を用いなければならない。

③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から二箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内とする。

⑤ 第一項の証明書を交付した普通地方公共団体の長は、第二項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該条例制定又は改廃請求代表者が地方自治法第七十四条第六項各号のいずれかに該当することを知つたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。）をし、印を押すことを求めなければならない。

② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市

- ④ 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。
- 一 八 (略)

⑤ (略)

以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

- ④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日(同条第三項の規定によるものについては、参議院長の任期満了の日)前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日)
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

第九十三条 事務監査請求者署名簿は、市町村ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 広域連合に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、事務監査請求代表者は、事務監査請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から十日を経過する日までに、当該区域に係る事務監査請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

② 前項の規定により仮提出された事務監査請求者署名簿については、事務監査請求代表者が次条第一項に規定する日までに同項の規定による提出をする旨を申し出たときは、その申出があつたことをもつて同項の規定による提出があつたものとみなす。

第九十四条 事務監査請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された請求権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、事務監査請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から十日以内に、事務監査請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

第九十三条 条例制定又は改廃請求者署名簿は、都道府県に関する請求にあつては市町村ごとに、指定都市に関する請求にあつては区又は総合区ごとに、これを作製しなければならない。

第九十三条の二 都道府県又は指定都市に関する請求につき当該請求に係る区域の一部について第九十二条第三項ただし書の規定の適用がある場合には、条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿が作製される区域ごとに同項の規定を適用したとしたならば当該区域における同項に規定する期間が満了することとなる日の翌日から十日を経過する日までに、当該区域に係る条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に仮提出しなければならない。ただし、当該仮提出をすべき期間内に次条第一項の規定による提出をするときは、この限りでない。

② 前項の規定により仮提出された条例制定又は改廃請求者署名簿については、条例制定又は改廃請求代表者が次条第一項に規定する日までに同項の規定による提出をする旨を申し出たときは、その申出があつたことをもつて同項の規定による提出があつたものとみなす。

第九十四条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合において、審査の結果事務監査請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る二以上の有効署名及び印があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

③ 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、事務監査請求者署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、事務監査請求者署名簿の仮提出又は提出が前条第一項の規定による期間又は第一項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

第九十五条 事務監査請求者署名簿に署名し印をおした者は、事務監査請求代表者が前条第一項の規定により事務監査請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出するまでの間は、事務監査請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び印を取り消すことができる。

第九十五条の二 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに事務監査請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を告示し、且つ、公衆の見易い方法により掲示しなければならない。

委員会に提出しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合において、審査の結果条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る二以上の有効署名及び印があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

③ 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、条例制定又は改廃請求者署名簿の仮提出又は提出が前条第一項の規定による期間又は第一項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

第九十五条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印をおした者は、条例制定又は改廃請求代表者が前条第一項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出するまでの間は、条例制定又は改廃請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び印を取り消すことができる。

第九十五条の二 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第一項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を告示し、且つ、公衆の見易い方法により掲示しなければならない。

第九十五条の三 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条の二第五項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基く旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を事務監査請求者署名簿に附記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

第九十五条の四 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条の二第六項の規定により事務監査請求者署名簿を事務監査請求代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名し印を押した者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

第九十六条 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第一項の規定による請求は、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた事務監査請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、事務監査請求代表者において不服がないとき、又は事務監査請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から十日以内に、事務監査請求書に同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された請求権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び事務監査請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、事務監査請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは判決書又は地

第九十五条の三 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第五項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基く旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を条例制定又は改廃請求者署名簿に附記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

第九十五条の四 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第七十四条の二第六項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を条例制定又は改廃請求代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名し印を押した者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは判決

方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条の第二十項の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第九十七条 前条第一項の請求があつた場合において、事務監査請求者署名簿の有効署名の総数が地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された請求権を有する者の総数の五十分の一の数に達しないとき、又は前条第一項の規定による期間を経過しているときは、広域連合の監査を行う機関は、これを却下しなければならない。

② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、五日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

第九十八条 第九十六条の請求を受理したときは、広域連合の監査を行う機関は、直ちにその旨を事務監査請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨を告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表しなければならない。

② 広域連合の監査を行う機関は、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第三項の規定による事務の監査の結果を事務監査請求代表者に通知するとともに、これを告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

書又は地方自治法第七十四条の第二十項の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第九十七条 前条第一項の請求があつた場合において、条例制定又は改廃請求者署名簿の有効署名の総数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一の数に達しないとき、又は前条第一項の規定による期間を経過しているときは、普通地方公共団体の長は、これを却下しなければならない。

② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

第九十八条 第九十六条の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨を告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、地方自治法第七十四条第三項の規定による議会の審議の結果を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、これを告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替後の同項において準用する同法第七十五条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、破線部分は当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第七十五条 請求権を有する者(道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において請求権を有する者)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、<u>広域連合の監査を行う機関</u>に対し、当該<u>広域連合</u>の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、<u>広域連合の監査を行う機関</u>は、直ちに当該請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ <u>広域連合の監査を行う機関</u>は、第一項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者(第五項及び第六項において「代表者」という。)に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該<u>広域連合</u>の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。</p> <p>④ 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、<u>広域連合の監査を行う機関</u>の合議によるものとする。</p> <p>⑤ <u>広域連合の監査を行う機関</u>は、第三項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各<u>広域連合</u>の監査を行う機関の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各<u>広域連合</u>の監査を行う機関の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該<u>広域連合</u>の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委</p>	<p>第七十五条 選挙権を有する者(道の方面公安委員会については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において<u>選挙権</u>を有する者)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、<u>普通地方公共団体の監査委員</u>に対し、当該<u>普通地方公共団体</u>の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、<u>監査委員</u>は、直ちに当該請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ <u>監査委員</u>は、第一項の請求に係る事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを同項の代表者(第五項及び第六項において「代表者」という。)に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該<u>普通地方公共団体</u>の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。</p> <p>④ 前項の規定による監査の結果に関する報告の決定は、<u>監査委員</u>の合議によるものとする。</p> <p>⑤ <u>監査委員</u>は、第三項の規定による監査の結果に関する報告の決定について、各<u>監査委員</u>の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各<u>監査委員</u>の意見を代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これらを当該<u>普通地方公共団体</u>の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働</p>

員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

⑥ 第七十四条第五項の規定は第一項の請求権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第六項の規定は代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。【後段準用しない】

委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

⑥ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の数について、同条第六項の規定は代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から前条までの規定は第一項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百二十二条の三第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十四条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百二十二条の三第一項による読替部分、波線部分は当然読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>第七十四条 【準用しない】</p> <p>②④ 【準用しない】</p> <p>⑤ 第一項の請求権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該広域連合の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 請求権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七條第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県の加入する広域連合に係る請求にあつては、同法第九條第二項の規定により当該都道府県の議会議員及び長の選挙権を有するものとされた者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの）（同法第十一條第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八條の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。</p> <p>二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八條の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>三 第一項の請求に係る広域連合（当該広域連合の区域内の市町村並びに第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市の区及び総合区を</p>	<p>第七十四条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七條第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九條第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者）（同法第十一條第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八條の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。</p> <p>二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八條の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二</p>

含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

⑧ 請求権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の請求権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の請求権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

五十二條の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。)の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

◎ 地方自治法施行令第二百十三條の二による読替後の同条において準用する同令

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第九十二條 議会解散請求代表者は、議会解散請求代表者署名簿に議会解散請求書又はその写し及び議会解散請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十四條第一項に規定する請求権を有する者(以下この編において「請求権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 議会解散請求代表者は、請求権を有する者に委任して、その者の属する市町村の請求権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、議会解散請求書又はその写し及び議会解散請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための議会解散請求代表者の委任状を附した議会解散請求代表者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から二箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第二百九十一條の六第一項において準用する同法第七十六條第四項において準用する同法第七十四條第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内とする。</p>	<p>第九十二條 条例制定又は改廢請求代表者は、条例制定又は改廢請求代表者署名簿に条例制定若しくは改廢請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廢請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四條第一項に規定する選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 条例制定又は改廢請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廢請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廢請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廢請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廢請求代表者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四條第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。</p>

④ 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一〜八 (略)

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

⑤ (略)

第九十四条 議会展散請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治

法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された請求権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の数となつたときは、議会展散請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から十日以内に、議会展散請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合において、審査の結果議会展散請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る二以上の有効署名及び印があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

③ 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、議会展散請求者署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、議会展散請求者署名簿の仮提出又は提出が前条第一項の規定による期間又は第一項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

第九十四条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が

地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第九十二条第三項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿（署名簿が二冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合において、審査の結果条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る二以上の有効署名及び印があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

③ 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

④ 市町村の選挙管理委員会は、条例制定又は改廃請求者署名簿の仮提出又は提出が前条第一項の規定による期間又は第一項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

第九十六条 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定による請求は、同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた議会議散請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、議会議散請求代表者において不服がないとき、又は議会議散請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から十日以内に、議会議散請求書に同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された請求権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の有効署名があることを証明する書面及び議会議散請求者署名簿を添えてこれをしなければならぬ。

② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、議会議散請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは判決書又は地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第九十七条 前条第一項の請求があつた場合において、議会議散請求者署名簿の有効署名の総数が地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第四項において準用する同法第七十四条第五項の規定により告示された請求権を有する者の総数の三分の一（その総数

第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは判決書又は地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第九十七条 前条第一項の請求があつた場合において、条例制定又は改廃請求者署名簿の有効署名の総数が地方自治法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一の数に達しないとき、又は前条第一項の規定による期間を経過しているときは、普通地方

が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数に達しないとき、又は前条第一項の規定による期間を経過しているときは、広域連合の選挙管理委員会、これを却下しなければならない。

② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、五日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

公共団体の長は、これを却下しなければならない。

② 前条第一項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては五日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては三日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百十三条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百十三条第一項による読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第七十六条 請求権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、広域連合の選挙管理委員会に対し、当該広域連合の議会の解散の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならぬ。</p> <p>③ 第一項の請求があつたとき、委員会は、これを広域連合の選挙人の投票に付さなければならない。</p> <p>④ 第七十四条第五項の規定は第一項の請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は</p>	<p>第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならぬ。</p> <p>③ 第一項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。</p> <p>④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は</p>

第二項の規定による請求者の署名について準用する。

第二項の規定による請求者の署名について準用する。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百十三条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同令第七十六条第四項において準用する同法第七十四条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百十三条第一項による読替部分、網掛部分は改正部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>第七十四条 【準用しない】</p> <p>②④ 【準用しない】</p> <p>⑤ 第一項の請求権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、広域連合の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 請求権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県の加入する広域連合に係る請求に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八号）第二十八号の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされ</p>	<p>第七十四条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八号）第二十八号の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）</p>

ている者を除く。)を除く。)

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る広域連合(当該広域連合の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ (略)

⑧ 請求権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の請求権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の請求権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ (略)

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならぬ。

◎ 地方自治法施行令第二百十四条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第九十二条 議会議員解職請求代表者は、議会議員解職請求者署名簿に議會議員解職請求書又はその写し及び議會議員解職請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者(以下この編において「請求権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 議會議員解職請求代表者は、請求権を有する者に委任して、その者の属する市町村の請求権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、議會議員解職請求書又はその写し及び議會議員解職請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための議會議員解職請求代表者の委任状を付した議會議員解職請求代表者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から二箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができな</p>	<p>第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができな</p>

④ 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一～八 (略)

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるもの）については、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

⑤ (略)

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百十四条第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百十四条第一項による読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第八十条 請求権を有する者は、政令の定めるところにより、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合にあつては所属の選挙区、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合にあつては当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域(以下この項及び第三項において「選挙区等」という。)におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、広域連合の選挙管理委員会に対し、当該選挙区等に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合において選挙区がないときは、請求権を有する者の総数の三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。</p>	<p>第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。</p>

② 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

③ 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区等の広域連合の選挙人の投票に付さなければならない。広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。【後段準用しない】

② 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

③ 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第二号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第二項及び地方自治法施行令第二百十四条第一項による読替後の同法第八十条第四項前段において準用する同法第七十四条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百十四条第一項による読替部分、網掛部分は改正部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>第七十四条 【準用しない】</p> <p>②④ 【準用しない】</p> <p>⑤ 第一項の請求権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、広域連合の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 請求権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県の加入する広域連合に係る請求に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされ</p>	<p>第七十四条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。</p> <p>一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八号）第二十八号）第二十八号の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）</p>

ている者を除く。)を除く。)

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る広域連合(当該広域連合の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ (略)

⑧ 請求権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の請求権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の請求権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ (略)

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

◎ 地方自治法施行令第二百五十五条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第九十二条 広域連合の長の解職請求代表者は、広域連合の長の解職請求者署名簿に広域連合の長の解職請求書又はその写し及び広域連合の長の解職請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者(以下この編において「請求権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 広域連合の長の解職請求代表者は、請求権を有する者に委任して、その者の属する市町村の請求権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、広域連合の長の解職請求書又はその写し及び広域連合の長の解職請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための広域連合の長の解職請求代表者の委任状を付した広域連合の長の解職請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から二箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内とする。</p>	<p>第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。</p>

④ 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一〜八 (略)

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

⑤ (略)

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項及び地方自治法施行令第二百十五條第一項による読替後の同法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十一条及び第八十二条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百十五條第一項による読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。</p> <p>② 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。</p> <p>第八十二条 第八十条第三項の規定による解職の投票の結果が判明したと</p>	<p>第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。</p> <p>② 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。</p> <p>第八十二条 第八十条第三項の規定による解職の投票の結果が判明したと</p>

きは、広域連合の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該広域連合の議会の關係議員及び議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事に、市町村にあつては市町村長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

② 第二百九十一条の六第一項において準用する第八十一条第二項において準用する第七十六条第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の第三項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の第三項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の第三項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会及び議会の議長）を選挙する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

きは、普通地方公共団体の選挙管理委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の關係議員及び議長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県にあつては都道府県知事に、市町村にあつては市町村長に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

② 前条第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同条第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、また、同様とする。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第二項及び地方自治法施行令第二百十五條第一項による読替後の同法第八十一条第二項において準用する同法第七十四條

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、傍線部分は地方自治法施行令第二百十五條第一項による読替部分、網掛部分は改正部分)

<p>読 替 後</p>	<p>読 替 前</p>
<p>第七十四條 【準用しない】 ②④ 【準用しない】 ⑤ 第一項の請求権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、広域連合の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 請求権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。 一 公職選挙法第二十七條第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県の加入する広域連合に係る請求に係る請求にあつては、同法第九條第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者のうち当該広域連合の区域内に住所を有するもの（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八條の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされ</p>	<p>第七十四條（略） ②④（略） ⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。</p> <p>⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、代表者となり、又は代表者であることができない。 一 公職選挙法第二十七條第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九條第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八條の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされている者を除く。）を除く。）</p>

ている者を除く。)を除く。)

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る広域連合(当該広域連合の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ (略)

⑧ 請求権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の請求権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の請求権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ (略)

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。))の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

⑧ 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者)に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならぬ。

◎ 地方自治法施行令第二百十六条の三による読替後の同条において準用する同令第九十二条

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第九十二条 広域連合の職員の解職請求代表者は、広域連合の職員の解職請求者署名簿に広域連合の職員の解職請求書又はその写し及び広域連合の職員の解職請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項に規定する請求権を有する者(以下この編において「請求権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 広域連合の職員の解職請求代表者は、請求権を有する者に委任して、その者の属する市町村の請求権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、広域連合の職員の解職請求書又はその写し及び広域連合の職員の解職請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための広域連合の職員の解職請求代表者の委任状を付した広域連合の職員の解職請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から二箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないうこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないうこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内とする。</p>	<p>第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないうこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないうこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。</p>

④ 地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一～八 (略)

⑤ (略)

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるもの）については、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

(参考) 地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替後の同項において準用する同法第八十六条

(二重傍線部分は地方自治法第二百九十一条の六第一項による読替部分、波線部分は当然読替部分

点線部分は地方自治法施行令第二百十六条による当然読替部分

読 替 後	読 替 前
<p>第八十六条 請求権を有する者(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この項において「指定都市」という。))の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上を乗じて得た数とを合算して得た数)から、<u>広域連合の長</u>に対し、<u>副知事若しくは副市町村長若しくは監査委員に相当する者</u>として当該広域連合の規約で定める者又は選挙管理委員の解職の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該<u>広域連合</u>の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ 第一項の請求があつたときは、当該<u>広域連合</u>の長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 第七十四条第五項の規定は第一項の請求権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそ</p>	<p>第八十六条 選挙権を有する者(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この項において「指定都市」という。))の<u>総合区長</u>については、当該<u>総合区</u>の区域内において、<u>選挙権を有する者</u>、<u>指定都市の区</u>又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者)は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上を乗じて得た数とを合算して得た数)から、<u>普通地方公共団体の長</u>に対し、<u>副知事若しくは副市町村長</u>、<u>指定都市の総合区長</u>、<u>選挙管理委員若しくは監査委員</u>又は<u>公安委員会</u>の委員の解職の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該<u>普通地方公共団体</u>の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ 第一項の請求があつたときは、当該<u>普通地方公共団体</u>の長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそ</p>

の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。【後段準用しない

の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは「区域内(道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内)」と、「市の区及び総合区」とあるのは「市の区及び総合区(総合区長に係る請求については当該総合区、区又は総合区の選挙管理委員に係る請求については当該区又は総合区に限る。)」と読み替えるものとする。

◎ 地方自治法施行令第二百七十七条の二による読替後の同条において準用する同令第九十二条

(傍線部分は読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第九十二条 広域連合の規約変更の要請請求代表者は、広域連合の規約変更の要請請求者署名簿に広域連合の規約変更の要請請求書又はその写し及び広域連合の規約変更の要請請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第二百九十一条の六第二項に規定する請求権を有する者(以下この編において「請求権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 広域連合の規約変更の要請請求代表者は、請求権を有する者に委任して、その者の属する市町村の請求権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、広域連合の規約変更の要請請求書又はその写し及び広域連合の規約変更の要請請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための広域連合の規約変更の要請請求代表者の委任状を付した広域連合の規約変更の要請請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から二箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から六十二日以内とする。</p>	<p>第九十二条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなければならない。</p> <p>② 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について、前項の規定により署名をし、印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。</p> <p>③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければ求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市</p>

④ 地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

一～八 (略)

⑤ (略)

以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
 - 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
 - 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
 - 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
 - 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
 - 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
 - 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
 - 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- ⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p>◎ 市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有する合併特例法」という。第四十七条及び同項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下「なお効力を有する合併特例令」という。）第四十四条による読替後のなお効力を有する合併特例法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十二条の六、第二百四十二条から第二百四十二条の三まで、第二百四十三条の二、第二百四十三条の二及び第二百四十三条の三</p> <p>（二重線部分はなお効力を有する合併特例法第四十七条による読替部分、傍線部分はなお効力を有する合併特例令第四十四条による読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分）</p> <p>（小切手の振出し及び公金振替書の交付）</p> <p>第二百三十二条の六 市町村の合併の特例に関する法律第四十四条ただし書の規定により金融機関を指定している合併特例区における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、合併特例区の長は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（住民監査請求）</p> <p>第二百四十二条 合併特例区の区域内に住所を有する者は、当該合併特例区の長又は当該合併特例区の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることとが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しく</p>
<p style="text-align: center;">読 替 前</p>	<p>（小切手の振出し及び公金振替書の交付）</p> <p>第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。</p> <p>2 前項の金融機関は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならぬ。</p> <p>（住民監査請求）</p> <p>第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることとが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と</p>

は不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、合併市町村の監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該合併特例区の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による請求があつたときは、合併市町村の監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該合併特例区の長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該合併特例区に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生を防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、合併市町村の監査委員は、当該合併特例区の長又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、合併市町村の監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該合併特例区の長、合併特例区協議会又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告すると

認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生を防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告すると

もに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による合併市町村の監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 合併市町村の監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8 合併市町村の監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該合併特例区の長若しくは職員は、関係のある当該合併特例区において、必要があると認めるときは、関係のある当該合併特例区の長若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

9 第五項の規定による合併市町村の監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた合併特例区の長、合併特例区協議会又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を合併市町村の監査委員に通知しなければならない。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 合併特例区は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄について、市町村の合併の特例に関する法律第四十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項の規定により、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の協議会の議決を経てする合併市町村の長の承認を受けようとするときは、あらかじめ合併市町村の監査委員の意見を聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならないものとし、合併市町村の長は、当該権利の放棄について、同項の規定により合併市町村の協議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の協議会に報告しなければならない。

に、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員は、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

い。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 合併特例区の区域内に住所を有する者は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による合併市町村の監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による合併特例区の長、合併特例区協議会若しくは職員が同条第五項の規定による監査若しくは合併市町村の監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは合併特例区の長、合併特例区協議会若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該合併特例区の長又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該合併特例区の長又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該合併特例区の長又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 合併市町村の監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果

該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 合併市町村の監査委員の勧告を受けた合併特例区の長、合併特例区協議会又は職員が措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 合併市町村の監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 合併市町村の監査委員の勧告を受けた合併特例区の長、合併特例区協議会又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 (略)

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該合併特例区の区域内に住所を有する他の者は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該合併特例区の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6 (略)

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該合併特例区の長又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 (略)

又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3 前項の期間は、不変期間とする。

4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8 前項の訴訟告知は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効の中断に関しては、民法第四百七十七条第一号の請求とみなす。

9 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若しくは仮処分又は第二百三十一条に規定する納入の通知をしなければ時効中断の効力を生

12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該合併特例区に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

（訴訟の提起）

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、合併特例区の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該合併特例区は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 【準用しない】

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該合併特例区と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、合併特例区の長又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該合併特例区がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返

じない。

10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法（平成元年法律第九十一号）に規定する仮処分をすることができない。

11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

（訴訟の提起）

第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

3 （略）

4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。

5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害

還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、合併市町村の代表監査委員が当該合併特例区を代表する。

(合併特例区の長等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十三条の二 合併特例区の長は、合併特例区規則で、当該合併特例区の長又は職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「合併特例区の長等」という。）の当該合併特例区に対する損害を賠償する責任を、合併特例区の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、合併特例区の長等が賠償の責任を負う額から、合併特例区の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該合併特例区規則で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 合併特例区の長は、前項の合併特例区規則の制定又は改廃について、市町村の合併の特例に関する法律第五十四条第一項の規定により合併特例区協議会の同意を得た上で、同条第二項及び第三項の規定により合併市町村の議会の議決を経て合併市町村の長の承認を受けようとするときは、あらかじめ合併市町村の監査委員の意見を聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならないものとし、合併市町村の長は、当該合併特例区規則の制定又は改廃について、同項の規定により合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 合併特例区の長の会計事務を補助する職員、資

賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員長若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第二項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助す

金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用して
いる職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）によ
り、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む）
）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したと
きは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる
行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する
職員で合併特例区規則で指定したものが故意又は重大な過
失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことによ
り合併特例区に損害を与えたときも、同様とする。

一（四）（略）

2 （略）

3 合併特例区の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該合
併特例区に損害を与えたとき、合併市町村の監査委員に対し
、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定
することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければ
ならない。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について
、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、合併特例区の長は、当
該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命じなけ
ればならない。この場合においては、前項の規定による合併市町村の監
査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日

る職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品
を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は
過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動
産を含む））若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は
損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。
次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直
接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重
大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたこ
とにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一 支出負担行為

二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三 支出又は支払

四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為により生じた
ものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行
為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるも
のとす。

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により
当該普通地方公共団体に損害を与えたとき、監査委員に対し
、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定
することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければ
ならない。

4 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について
、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長
は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、賠償を命
じなければならず。この場合においては、前項の規定による監査委員
の監査及び決定を求めることを要しない。

5 前項の規定により賠償を命じた場合において、当該判決が確定した日

から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われなるときは、当該合併特例区は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 【準用しない】

7 (略)

8 第三項の規定により合併市町村の監査委員が賠償責任があると決定した場合において、合併特例区の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の議会の議決を経て合併市町村の長の承認を受けて、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、合併特例区の長は、あらかじめ合併市町村の監査委員の意見を聴き、当該意見を合併特例区協議会及び合併市町村の長に報告しなければならないものとし、合併市町村の長は、当該賠償責任の全部又は一部の免除について、合併市町村の議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ当該意見を合併市町村の議会に報告しなければならない。

9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。

11 13 【準用しない】

14 (略)

から六十日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われなるときは、当該普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

6 (略)

7 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従いなされた賠償の命令について取消訴訟が提起されているときは、裁判所は、当該取消訴訟の判決が確定するまで、当該賠償の命令に係る損害賠償の請求を目的とする訴訟の訴訟手続を中止しなければならない。

8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

9 第三項の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

10 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。

11 13 (略)

14 第一項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 合併特例区の長は、合併特例区規則の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を合併特例区の区域内に住所を有する者に公表しなければならない。

2 合併特例区の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを速やかに合併特例区協議会に提出しなければならない。

3 合併特例区の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを速やかに合併特例区協議会に提出しなければならない。

(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

◎ なお効力を有する合併特例令第五十条第一項による読替後の同項において準用する地方自治法施行令第一百五十六条、百六十一条、第六十二条、第六十三條、第六十四條、第六十七條の二、第七十三條及び第七十二條の三

(傍線部分はなお効力を有する合併特例令第五十条第一項による読替部分、波線部分は当然読替部分、網掛部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(証券をもつてする歳入の納付) 第一百五十六条 地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により合併特例区の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。</p> <p>一 持参人払式の小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。)又は合併特例区<small>の長、出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関(以下この条において「合併特例区の長等」という。)</small>を受取人とする小切手等で、手形交換所<small>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関</small>を支払人とし、支払地が当該合併特例区<small>の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの</small></p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(証券をもつてする歳入の納付) 第一百五十六条 地方自治法第二百三十一条の二第三項の規定により普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、次に掲げる証券で納付金額を超えないものに限る。</p> <p>一 持参人払式の小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。)又は会計管理者若しくは指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関<small>(以下この条において「会計管理者等」という。)</small>を受取人とする小切手等で、手形交換所<small>に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関</small>を支払人とし、支払地が当該普通地方公共団体の長が定める区域内であつて、その権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求をすることができるもの</p> <p>二 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したものである。</p> <p>2 会計管理者等は、前項第一号に掲げる証券であつてもその支払が確実でないとき、その受領を拒絶することができる。</p> <p>3 地方自治法第二百三十一条の二第四項前段に規定する場合には、当該証券等が、当該証券をもつて納付した者に対し、速やかに、当該証券について支払がなかつた旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知しなければならない。</p>

(資金前渡)

第六十一条 次に掲げる経費については、当該合併特例区の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

一〇十四 (略)

十五 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているものうち合併特例区の合併特例区規則で定めるものに基づき支払をする経費

十六 (略)

十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で合併特例区の合併特例区

(資金前渡)

第六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- 一 外国において支払をする経費
- 二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- 三 船舶に属する経費
- 四 給与その他の給付
- 五 地方債の元利償還金
- 六 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- 七 報償金その他これに類する経費
- 八 社会保険料
- 九 官公署に対して支払う経費
- 十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費
- 十一 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
- 十二 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- 十三 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
- 十四 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
- 十五 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているものうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
- 十六 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費
- 十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則

規則で定めるもの

2・3 (略)

(概算払)

第六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で合併特例区規則で定めるもの

(前金払)

第六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

一～七 (略)

で定めるもの

2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金(当該払戻金に係る還付加算金を含む。)を前渡することができる。

3 前二項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。

(概算払)

第六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

一 旅費

二 官公署に対して支払う経費

三 補助金、負担金及び交付金

四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬

五 訴訟に要する経費

六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

(前金払)

第六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

一 官公署に対して支払う経費

二 補助金、負担金、交付金及び委託費

三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費

四 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとな

八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしな
ければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で合併特例区の合併特
例区規則で定めるもの

(繰替払)

第六十四條 次の各号に掲げる経費の支払については、合併特例区の長
又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関をしてその収納に係る
当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。

一〜四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上繰り替えて使用しなけれ
ば事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で合併特例区の合併特例区
規則で定めるもの 当該合併特例区の合併特例区規則で定める収入金

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契
約によることができるときは、次に掲げる場合とする。

つた家屋又は物件の移転料

五 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会
に対し支払う受信料

六 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費

七 運賃

八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしな
ければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の
規則で定めるもの

(繰替払)

第六十四條 次の各号に掲げる経費の支払については、会計管理者又は
指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務
取扱金融機関をしてその収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて
使用させることができる。

一 地方税の報奨金 当該地方税の収入金

二 競輪、競馬等の開催地において支払う報償金、勝者、勝馬等の的中
投票券の払戻金及び投票券の買戻金 当該競輪、競馬等の投票券の発
売代金

三 証紙取扱手数料 当該証紙の売りさばき代金

四 歳入の徴収又は収納の委託手数料 当該委託により徴収又は収納し
た収入金

五 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上繰り替えて使用しなけれ
ば事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則
で定めるもの 当該普通地方公共団体の規則で定める収入金

(随意契約)

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四條第二項の規定により随意契
約によることができるときは、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において合併特例区の合併特例区規則で定める額を超えないものをするとき。

二（略）

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより合併特例区の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより合併特例区の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号におい

「援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から合併特例区の合併特例区規則で定める手続により買入れれる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより合併特例区の長の認定を受けた者から合併特例区の合併特例区規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより合併特例区の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から合併特例区の合併特例区規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより合併特例区の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から合併特例区の合併特例区規則で定める手続により受ける契約をするとき

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより合併特例区の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から合併特例区の合併特例区規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めると

て「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れれる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めると

ころにより合併特例区の長の認定を受けた者から合併特例区の合併特例区規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五〇九 (略)

二〇四 (略)

(行政財産である土地を貸し付けることができる法人)
第六十九条の二 地方自治法第二百二十八条の四第二項第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 (略)

二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び普通地方公共団体並びに合併特例区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法

ところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(行政財産である土地を貸し付けることができる法人)
第六十九条の二 地方自治法第二百二十八条の四第二項第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 特別の法律により設立された法人で国又は普通地方公共団体において出資しているものうち、総務大臣が指定するもの

二 港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人並びに普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財

人及び一般財団法人並びに株式会社
三・四 (略)

(合併特例区の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任(第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項又は第二百四十一条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「合併特例区の長等の基準給与年額」という。)に、次の各号に掲げる市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十二条の二第一項に規定する合併特例区の長等(以下この条において「合併特例区の長等」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額とする。

一 合併特例区の長

団法人並びに株式会社
三 公共団体又は公共的団体で法人格を有するものうち、当該普通地方公共団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの
四 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)

第七十三条 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 地方警務官(警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。)

以下の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任(以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。)の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百

二 合併特例区の職員 一

三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第一号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 六

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 二

二 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 一

二 地方警務官 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因

となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一般会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第二号において「地方警務官の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警視総監又は道府県警本部長 二

ロ イに掲げる地方警務官以外の地方警務官 一

2 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、合併特例区の長等の基準給与年額とする。

3 市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の合併特例区規則（第二号において「一部免責合併特例区規則」という。）を定めている合併特例区の長は、当該合併特例区における合併特例区の長等が同項の規定により合併特例区の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該合併特例区の合併特例区協議会並びに合併市町村の議会及び長に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

- 一 当該合併特例区の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該合併特例区の長等が賠償の責任を負う額
- 二 当該合併特例区の長等が賠償の責任を負う額から一部免責合併特例区規則に基づき控除する額及びその算定の根拠
- 三 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該合併特例区の長等が賠償の責任を免れた額
- 4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による合併特例区の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（合併特例区規則への委任）
第七十三条の三 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、合併特例区の財務に関し必要な事項は、当該合併特例区規則で定める。

2 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等
 - 二 地方警務官 地方警務官の基準給与年額
- 3 地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例（第二号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

- 一 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額
- 二 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠
- 三 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額
- 4 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（普通地方公共団体の規則への委任）
第七十三条の三 この政令及びこの政令に基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、当該普通地方公共団体の規則で定める。